

(6) その他 (訪問看護情報提供資料)

訪問看護情報提供療養費1

【算定対象者】

- ・別表7 厚生労働大臣が定める疾病
- ・別表8
- ・精神障がいを有する者またはその家族

【どのような場合に情報提供か】

- ・利用者の居住地を管轄する市町村等からの求めに応じて訪問看護の状況を示す文書を添えて、利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合
 - * 利用者の同意が必要
 - * 利用者一人につき1回限り算定する
 - * 2カ所のステーションが入っている場合は一カ所のみ算定

訪問看護情報提供療養費2

【算定対象者】

- ・訪問看護ステーションに対し、学校より指定訪問看護に関する情報提供が必要であるとの求めがあった利用者で次のいずれれかに該当するもの
 - ・15歳未満の超重症児また準超重症児
 - ・別表第7の15歳未満の小児
 - ・別表第8の15歳未満の小児

【どのような場合に情報提供か】

- ・義務教育学校との連携を推進する事を目的とする。
- ・利用者・家族の同意を得て当該義務教育諸学校からの求めに応じて医療的ケアの実施方法等の訪問看護の状況を示す文書を添える

訪問看護情報提供療養費3

【算定対象者】

- ・保健医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院または入所する利用者

【どのように情報提供か】

- ・利用者の診療を行っている保健医療機関が入院または入所する医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、訪問看護ステーションが当該保健医療機関に訪問看護に係る情報提供をした場合

在宅主治医はステーションの情報提供を添付すれば、療養情報提供加算(診療情報提供料1・250点)50点加算